

日本CFO協会入会規程

本協会は、定款第7条の規定にもとづき、会員の入会規程を次のとおり定める。

(入会)

第1条 本協会への入会は次のとおりとする。

1 正会員

(1) 個人会員

本協会の目的に賛同する個人で、理事会の審査により適当と認められた個人。

(2) 法人会員

本協会の目的に賛同する企業及び団体で、理事会の審査により適当と認められた法人。

2 賛助会員

本協会の目的および事業を賛助する個人、法人または団体とする。